「山梨県精神保健福祉審議会運営要綱」 の一部改正について(案)

山梨県行政組織規則(昭和43年山梨県規則第12号)等の一部改正に鑑み、山梨県精神保健福祉審議会運営要綱の一部を次の表のとおり改正する。(令和4年3月8日施行、令和3年4月1日から適用。)

改正案	現行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和60年山梨県規則第8号)第13条の規定に基づき、山梨県精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和60年山梨県規則第8号。以下「規則」という。)第13条の規定に基づき、山梨県精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。
(削る)	(部会) 第2条 規則第6条第1項に規定する部会は、別表のとおりとする。 2 部会に属すべき委員は、精神障害者の医療に関する事業に従事する委員の中から会長が指名する。 3 部会に部会長を置く。 4 部会長は部会に属する委員の互選により定める。 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代行する。6 部会は会長の承認を得て部会長が召集し、部会長がその議長となる。 7 部会は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。 8 部会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は部会長の決するところによる。
(削る)	<u>(部会の議決)</u> 第3条 部会において決定された審査結果をも って審議会の議決とする。
(庶務)	(庶務)
第2条 審議会の庶務は、福祉保健部 <u>健康増進</u> 課において処理する。	第4条 審議会の庶務は、福祉保健部 <u>障害福祉</u> <u>課</u> において処理する。

山梨県精神保健福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和60年山梨県規則第8号)第13条の規定に基づき、山梨県精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 審議会の庶務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

附則

- この運営要綱は、昭和63年7月1日から施行する。
- この運営要綱は、平成7年10月17日から施行する。
- この運営要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- この運営要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- この運営要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この運営要綱は、令和4年3月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。